

平成28年11月14日

答申第739号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKが受信料の契約・収納業務を委託していた会社の元社員が、NHK職員に対して受信契約者の情報を漏えいするとほめかし、再雇用するよう強要して逮捕された事件について、「① 民間の会社に与えた個人情報はどうに管理されているのか、② 流出した個人情報にどのように対応するのか、③ 貴協会はどのような責任をとるのか」の開示の求めがあった。

NHKは、①については捜査中であって開示することにより特定の者に利益もしくは不利益を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため、②および③については文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、①については捜査が終了して現在は開示しても特定の者に利益もしくは不利益を及ぼすおそれがないため、受信料の契約・収納業務に関する「業務委託契約書」の該当部分を開示する。②および③は文書が存在せず開示することができない。

なお、元社員が保持していた個人情報は適正な方法で処分している。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、「民間の会社に与えた個人情報はどうに管理されているのか」については受信料の契約・収納業務に関する「業務委託契約書」の該当部分を開示することとしたこと、「流出した個人情報にどのように対応するのか」および「貴協会はどのような責任をとるのか」については文書が存在しないため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成28年11月14日（第243回審議委員会）

第753号諮問、審議、答申